

石川県公報

平成 31 年 3 月 20 日 (水曜日)

号 外

(第 12 号)

目 次

条 例			
○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整備に関する条例 (総務課)	1	○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例 (同)	42
○石川県手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)	2	○石川ウッドセンター条例の一部を改正する条例 (生産流通課)	43
○石川県能登空港条例等の一部を改正する条例 (同)	9	○森林環境譲与税基金条例 (森林管理課)	43
○民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (厚生政策課)	38	○石川県建築基準条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)	44
○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例 (長寿社会課)	38	○石川県証紙条例の一部を改正する条例 (出納室)	45
○石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正す る条例 (医療対策課)	39	○石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例 (警察本部)	45
○いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例 (少子化対策監室)	40	○公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例 (教育委員会事務局)	45
○石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例 (同)	42	○石川県教職員定数条例の一部を改正する条例 (同)	46

条 例

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第一号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一号中「者」の下に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五十四条第二項第一号及び第六十条第一項第一号において同じ。)」を加える。

第五十四条第二項第六号イ中「者」の下に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

第一百一条第一項第三号中「者」の下に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

(職業能力開発校等において行う職業訓練に関する条例の一部改正)

第二条 職業能力開発校等において行う職業訓練に関する条例(平成二十五年石川県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「若」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

(石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正)

第三条 石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「後」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

第四条第二号中「後」の下に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二号

石川県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表二十四の項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、同項1中「第十四条第二項」を「第十条第二項」に、「の認定」を「の認証」に、「有機農産物生産行程管理者認定申請手数料」を「有機農産物生産行程管理者認証申請手数料」に改め、同項2中「第十四条第二項の認定」を「第十条第二項の認証」に改め、同項3中「第十五条第一項」を「第十一条第一項」に、「の認定」を「の認証」に、「有機農産物小分け業者認定申請手数料」を「有機農産物小分け業者認証申請手数料」に改め、同項4中「第十五条第一項の認定」を「第十一条第一項の認証」に改め、同表二十六の項中63を65とし、62を64とし、61を63とし、60を62とし、59を61とし、58を60とし、57を59とし、56を58とし、55を57とし、54を56とし、53を55とし、55の前に次のように加える。

54 法第八十 五条第六項 に規定する 仮設興行場 等の設置期 間に関する 特例の許可 の申請に対 する審査	仮設興行場等設置 期間特例許可申請 手数料	十六万円	
--------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------	------	--

別表二十六の項52中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同項中52を53とし、51を52とし、50を51とし、49を50とし、48を49とし、47を48とし、46を47とし、45を46とし、44を45とし、43を44とし、42を43とし、41を42とし、40を41とし、39を40とし、38を39とし、37を38とし、36を37とし、35を36とし、34を35とし、33を34とし、32を33とし、31を32とし、30を31とし、29を30とし、28を29とし、27を28とし、26を27とし、25を26とし、24を25とし、23を24とし、22を23とし、21を22とし、20を21とし、19を20とし、18を19とし、17を18とし、16を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、同項12中「第四十三條第一項ただし書」を「第四十三條第二項第二号」に改め、同項中12を13とし、11の次に次のように加える。

12 法第四十 三条第二項 第一号に規 定する建築 の認定の申 請に対する 審査	建築物の敷地と道 路との関係の建築 認定申請手数料	二万七千円	
------------------------------------------------------------	---------------------------------	-------	--

第二条 石川県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表二十六の項1(二)、同項2、同項8及び同項11中「第八十七條の二」を「第八十七條の四」に改め、同項中65を69とし、69の前に次のように加える。

67 法第八十 七條の三第 五項に規定 する興行場 等としての 一時使用の 許可の申請 に対する審 査	用途変更による興 行場等としての一 時使用の許可申請 手数料	十二万円	
-----------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------	------	--

68 法第八十七條の三第六項に規定する特別興行場等としての使用に関する特例の許可の申請に対する審査	用途変更による特別興行場等としての使用の特例許可申請手数料	十六万円	
---------------------------------------------------	-------------------------------	------	--

別表二十六の項64中「第八十六条の八第二項」の下に「若しくは第八十七条の二第二項」を加え、「同条第三項」を「法第八十六条の八第三項（法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同項中64を66とし、63を65とし、62を64とし、61を63とし、60を62とし、59を61とし、58を60とし、57を59とし、56を58とし、55を57とし、54を56とし、53を55とし、52を54とし、51を53とし、50を52とし、49を51とし、48を50とし、47を49とし、46を48とし、45を47とし、44を46とし、43を45とし、42を44とし、41を43とし、40を42とし、同項39中「第六十七条の三第九項第二号」を「第六十七条第九項第二号」に改め、同項39を同項41とし、同項38中「第六十七条の三第五項第二号」を「第六十七条第五項第二号」に改め、同項38を同項40とし、同項37中「第六十七条の三第三項第二号」を「第六十七条第三項第二号」に改め、同項中37を39とし、36を38とし、35を37とし、34を36とし、33を35とし、32を34とし、31を33とし、30を32とし、29を31とし、28を30とし、27を29とし、26を28とし、25を27とし、24を26とし、23を25とし、同項22中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に改め、同項中22を24とし、21を23とし、20を22とし、19を21とし、18の次に次のように加える。

19 法第四十八条第十六項第一号に規定する建築等の許可（特例許可を受けたものの増築等）の申請に対する審査	用途地域における建築等許可（特例許可を受けたものの増築等）申請手数料	十二万円	
20 法第四十八条第十六項第二号に規定する建築等の許可	用途地域における建築等許可（日常生活に必要な建築物）申請手数料	十四万円	

(日常生活に必要な建築物)の申請に対する審査			
------------------------	--	--	--

第三条 石川県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表一の項を次のように改める。

一 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)に関する事務	小型漁船の総トン数の測度に関する政令(昭和二十八年政令第二百五十九号)第一条に規定する小型漁船の総トン数の測度	小型漁船総トン数測度手数料	イ 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合 一隻につき 三万七千円 ロ その他の場合 一隻につき 一万六千円
----------------------------	---------------------------------------------------------	---------------	-------------------------------------------------------------------------

別表八十三の項1中「七千五百円」を「九千二百円」に改め、同表八十六の項5中ホを削り、へをホとし、同表八十七の二の項5中「八千五百六十円」を「一万五千五百五十円」に、「一万五千五百五十円」を「三万四千七百七十円」に改める。

第四条 石川県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表八十四の項を次のように改める。

八十四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号。以下この項において「法」という。)に関する事務	1 法第十条第一項に規定する特定所有者不明土地の土地権利等の取得の裁定の申請に対する審査	土地権利等取得裁定申請手数料	イ 損失補償の見積額が十万円以下の場合 一万七千円 ロ 損失補償の見積額が十万円を超え百万円以下の場合 二万七千円に損失補償の見積額の十万円を超える部分が五万円に達することにより二千七百円を加えた金額 ハ 損失補償の見積額が百万円を超え五百万円以下の場合 七万五千六百円に損失補償の見積額の百万円を超える部分が十万円に達することにより三千四百円を加えた金額 ニ 損失補償の見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合 二十一万六千六百円に損失補償の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達することにより三千五百円を加えた金額 ホ 損失補償の見積額が二千万	申請者が国又は都道府県である場合は、手数料を徴収しない。
-------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------	----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

			円を超え一億円以下の場合 二十六万四千百円に損失補償 の見積額の二千万円を超える 部分が四百万円に達すること に四十八百円を加えた金額 へ 損失補償の見積額が一億円 を超える場合 三十六万百円	
2	法第十九条第 一項に規定する 使用権設定土地 の土地等使用権 の存続期間の延 長の裁定の申請 に対する審査	土地等使用 権存続期間 延長裁定申 請手数料	損失補償の見積額に応じて1の 金額の欄イからへまでに掲げる 場合と同じ方法で算出した金額	申請者 が国又 は都道 府県で ある場 合は、 手数料 を徴収 しない。
3	法第二十七条 第一項又は第三 十七条第一項に 規定する特定所 有者不明土地の 収用又は使用の 裁定の申請に対 する審査	収用又は使 用裁定申請 手数料	損失補償の見積額に応じて1の 金額の欄イからへまでに掲げる 場合と同じ方法で算出した金額	申請者 が国又 は都道 府県で ある場 合は、 手数料 を徴収 しない。

第五条 石川県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表二十四の項イイ中「三万八百円」を「三万四千百円」に改め、同項イロ中「三万八百円」を「三万四千百円」に、「二万二千六百円」を「二万三千円」に改め、同項エイ中「二万三千六百円」を「二万四千元」に改め、同項エロ中「二万三千六百円」を「二万四千元」に、「一万五千四百円」を「一万五千七百円」に改め、同項カイ中「二万四千六百円」を「二万五千百円」に改め、同項カロ中「二万四千六百円」を「二万五千百円」に、「一万七千四百円」を「一万七千八百円」に改め、同項キイ中「一万七千四百円」を「一万七千八百円」に改め、同項キロ中「一万七千四百円」を「一万七千八百円」に、「一万二百円」を「一万四百円」に改め、同表三十五の項エイ中「六百八十円」を「七百十円」に改め、同項エロ中「五百六十円」を「五百八十円」に改め、同項カハ中「三百二十円」を「三百四十円」に改め、同項カイ(1)(4)中「七百八十円」を「八百十円」に改め、同項カイ(1)ロ中「五百五十円」を「五百七十円」に改め、同項カイ(2)及び(3)並びにロ(1)(4)中「七百八十円」を「八百十円」に改め、同項カロ(1)ロ中「六百六十円」を「六百九十円」に改め、同項カロ(2)中「二百六十円」を「二百七十円」に改め、同項カロ(3)及び(4)中「六百十円」を「六百二十円」に改め、同項カロ(5)中「三百二十円」を「三百四十円」に改め、

同項3ロ(7)中「二百六十円」を「二百七十円」に改め、同項3ロ(8)中「六百六十円」を「六百九十円」に改め、同項3ロ(9)中「千百三十円」を「千百七十円」に改め、同表五十七の項1中「五万千円」を「五万二千円」に改め、同表七十の項6中「八百二十円」を「八百三十円」に改め、同表八十三の四の項中「四千六百二十円」を「四千七百十円」に改め、同表八十六の項1ロ(2)中「三千五百五十円」を「三千六百三十円」に改め、同項1ホ中「三千八百七十円」を「三千九百五十円」に改め、同項2イ(1)中「九百三十円」を「九百六十円」に改め、同項2イ(2)中「二千二百円」を「二千二百四十円」に改め、同項2イ(3)中「四千八十円」を「四千百六十円」に改め、同項2イ(4)中「七千八百五十円」を「八千円」に改め、同項2ロ(1)中「九百三十円」を「九百六十円」に改め、同項2ロ(2)中「二千五百円」を「二千五百六十円」に改め、同項2ロ(3)中「六千二百八十円」を「六千四百円」に改め、同項2ロ(4)中「一万二千五百七十円」を「一万二千八百十円」に改め、同項2ロ(5)中「一万六千七百七十円」を「一万七千八十円」に改め、同項2ロ(6)中「二万五千五百五十円」を「二万五千六百三十円」に改め、同項2ハ(1)中「七百三十円」を「七百四十円」に改め、同項2ハ(2)中「千二百五十円」を「千二百八十円」に改め、同項2ハ(3)中「二千三百円」を「二千三百四十円」に改め、同項3イ中「二千四百円」を「二千四百五十円」に改め、同項3ロ(1)中「二百円」を「二百十円」に改め、同項3ロ(2)中「千百五十円」を「千百七十円」に改め、同項3ロ(3)中「三千八百七十円」を「三千九百五十円」に改め、同項3ロ(4)中「七千七百五十円」を「七千九百円」に改め、同項3ハ(1)中「八百三十円」を「八百五十円」に改め、同項3ハ(2)中「二千八十円」を「二千百三十円」に改め、同項3ハ(3)中「六千二百八十円」を「六千四百円」に改め、同項3ハ(4)中「一万二千四百七十円」を「一万二千七百円」に改め、同項3ニ(1)中「七百三十円」を「七百四十円」に改め、同項3ニ(2)中「千二百五十円」を「千二百八十円」に改め、同項3ニ(3)中「二千三百円」を「二千三百四十円」に改め、同項3ホ中「千六百七十円」を「千七百円」に改め、同項4イ(1)中「九千三百二十円」を「九千五百円」に改め、同項4イ(2)中「三万四五百円」を「三万九百六十円」に改め、同項4イ(3)中「十七万九千四百円」を「十八万二千七百二十円」に改め、同項4ロ中「二千四百円」を「二千四百五十円」に改め、同項4ハ(1)中「八千六十円」を「八千二百二十円」に改め、同項4ハ(2)中「四万四千五百五十円」を「四万五千三百八十円」に改め、同項4ニ及びホ(1)中「二百円」を「二百十円」に改め、同項4ホ(2)中「千三百五十円」を「千三百八十円」に改め、同項4ヘ(1)中「七百三十円」を「七百四十円」に改め、同項4ヘ(2)中「千八百八十円」を「千九百二十円」に改め、同項4ヘ(3)中「三千四百五十円」を「三千五百二十円」に改め、同項4ヘ(4)中「一万千円」を「一万二千二百十円」に改め、同項4ヘ(5)中「二万九百六十円」を「二万千三百五十円」に改め、同項4ト(1)中「七百三十円」を「七百四十円」に改め、同項4ト(2)中「千二百五十円」を「千二百八十円」に改め、同項4ト(3)中「二千三百円」を「二千三百四十円」に改め、同項4ト(4)中「一万千円」を「一万千二百円」に改め、同項5イ及びロ(1)中「二百円」を「二百十円」に改め、同項5ロ(2)中「千三百五十円」を「千三百八十円」に改め、同項5ハ(1)中「九百三十円」を「九百六十円」に改め、同項5ハ(2)

中「二千八十円」を「二千百三十円」に改め、同項5ハ(3)中「三千三百五十円」を「三千四百十円」に改め、同項5ハ(4)中「五千二百三十円」を「五千三百三十円」に改め、同項5ハ(5)中「一万四千六百七十円」を「一万四千九百五十円」に改め、同項5ハ(6)中「二万九百六十円」を「二万千三百五十円」に改め、同項5ニ(1)中「七百三十円」を「七百四十円」に改め、同項5ニ(2)中「千二百五十円」を「千二百八十円」に改め、同項5ニ(3)中「二千三百円」を「二千三百四十円」に改め、同項5ニ(4)中「二万千円」を「二万二千二百円」に改め、同項5ホ(1)中「二千七百二十円」を「二千七百七十円」に改め、同項5ホ(2)中「四千九百二十円」を「五千十円」に改め、同項6イ中「千三十円」を「千六十円」に改め、同項6ロ中「千八百八十円」を「千九百二十円」に改め、同項6ハ(1)中「二千六百十円」を「二千六百六十円」に改め、同項6ハ(2)中「三千七百六十円」を「三千八百四十円」に改め、同項6ハ(3)中「五千二十円」を「五千百二十円」に改め、同項6ハ(4)中「六千九百十円」を「七千四十円」に改め、同項6ハ(5)中「一万六千五百六十円」を「一万六千八百七十円」に改め、同項6ハ(6)中「二万五千五百五十円」を「二万五千六百三十円」に改め、同項7イ中「二百円」を「二百十円」に改め、同項7ロ(1)中「六百二十円」を「六百四十円」に改め、同項7ロ(2)中「千七百七十円」を「千八百十円」に改め、同項7ロ(3)中「四千八百八十円」を「四千二百七十円」に改め、同項7ロ(4)中「七千九百六十円」を「八千百十円」に改め、同項7ハ(1)中「千九百八十円」を「二千二十円」に改め、同項7ハ(2)中「四千八百十円」を「四千九百十円」に改め、同項7ハ(3)中「六千五百円」を「六千六百二十円」に改め、同項7ニ(1)中「五百十円」を「五百三十円」に改め、同項7ニ(2)中「二千七百二十円」を「二千七百七十円」に改め、同項7ニ(3)中「八千七百七十円」を「八千三百三十円」に改め、同項7ホ中「三千五百五十円」を「三千六百三十円」に改め、同項7ヘ中「五百十円」を「五百三十円」に改め、同項8イ中「二百円」を「二百十円」に改め、同項8ロ中「七百三十円」を「七百四十円」に改め、同項9中「三百十円」を「三百二十円」に改め、同項(二)中「千三十円」を「千六十円」に改め、同表八十七の項1中「五百九十円」を「六百円」に、「十万八千四百十円」を「一万八千二百二十円」に改め、同項2中「二万五千七百四十円」を「二万六千二百二十円」に改め、同項3中「五百九十円」を「六百円」に、「一万五千二百六十円」を「一万五千五百四十円」に改め、同項4中「千六百七十円」を「千九百二十円」に、「五千四百十円」を「五千三百五十円」に改め、同項5中「五百九十円」を「六百円」に、「一万七千四百六十円」を「一万七千七百八十円」に改め、同項6中「千六十円」を「千八十円」に、「千五百六十円」を「千五百九十円」に改め、同項7中「二千二百十円」を「二千二百五十円」に、「四万千三百十円」を「四万二千八十円」に改め、同項8中「千三百九十円」を「千四百二十円」に改め、同項9中「千九百九十円」を「二千三十円」に改め、同項10中「六百九十円」を「七百十円」に、「二千百円」を「二千百四十円」に改め、同項11中「千二百九十円」を「千三百二十円」に改め、同項12中「二千七百円」を「二千七百五十円」に改め、同項13中「三百十円」を「三百三十円」に、「七千六百八十円」を「七千八百円」に改め、同項14中「千六百七十円」を「千七百円」に改め、同表八十七の二の項1中

「三万二千百十円」を「三万二千七百円」に改め、同項2中「千九百円」を「千九百三十円」に、「三万二千八百十円」を「三万二千八百六十円」に改め、同項3中「五千五百十円」を「五千二百四十円」に改め、同項4中「五千三百五十円」を「五千四百五十円」に、「二万三千八百八十円」を「二万四千三百二十円」に改め、同項5中「一万五千五百十円」を「一万五千四百三十円」に、「三万四千七百七十円」を「三万五千四百十円」に改め、同項6中「千六百六十円」を「千六百九十円」に改め、同表八十七の三の項イ中「二万八千八百円」を「二万九千三百三十円」に改め、同項ロ中「一万千三百十円」を「一万千五百二十円」に改め、同項ハ中「四千六百二十円」を「四千七百十円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第二条の規定 公布の日
 - 二 第二条の規定 この条例の公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日のいずれか遅い日
 - 三 第三条及び次項の規定 平成三十一年四月一日
 - 四 第四条の規定 平成三十一年六月一日

(経過措置)

- 2 第三条の規定による改正後の別表八十七の二の項の規定は、前項第三号に掲げる規定の施行の日以後の依頼に係る試験の手数料について適用し、同日前の依頼に係る試験の手数料については、なお従前の例による。
- 3 第五条の規定による改正後の別表八十六の項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の依頼に係る試験、検査等の手数料について適用し、施行日前の依頼に係る試験、検査等の手数料については、なお従前の例による。
- 4 第五条の規定による改正後の別表八十七の項の規定は、施行日以後の依頼に係る試験、加工等の手数料について適用し、施行日前の依頼に係る試験、加工等の手数料については、なお従前の例による。
- 5 第五条の規定による改正後の別表八十七の二の項の規定は、施行日以後の依頼に係る試験及び林業技術に関する情報の提供の手数料について適用し、施行日前の依頼に係る試験及び林業技術に関する情報の提供の手数料については、なお従前の例による。

石川県能登空港条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三号

石川県能登空港条例等の一部を改正する条例

(石川県能登空港条例の一部改正)

第一条 石川県能登空港条例(平成十五年石川県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一備考二中「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第二の二の項イ中「千四百四十円」を「千四百六十円」に改める。

(石川県立能楽堂条例の一部改正)

第二条 石川県立能楽堂条例(昭和四十六年石川県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中

九、七二〇円	一、三三〇円	一、九六〇円	二七、五二〇円
六、四八〇円	八、〇八〇円	九、七二〇円	一九、四四〇円
六、四八〇円	八、〇八〇円	九、七二〇円	一九、四四〇円
四、三三〇円	五、九二〇円	七、五六〇円	一五、一一〇円
六、四八〇円	八、〇八〇円	九、七二〇円	一九、四四〇円
四、三三〇円	五、九二〇円	七、五六〇円	一五、一一〇円
四、八四〇円	六、四八〇円	八、〇八〇円	一六、二〇〇円
三、二四〇円	四、八四〇円	六、四八〇円	一二、九六〇円
一、〇八〇円	一、六〇〇円	二、六八〇円	四、八四〇円
三、二四〇円	四、三三〇円	五、四〇〇円	一〇、八〇〇円

を

九、九〇〇円	一、五四〇円	一三、二〇〇円	二八、〇四〇円
六、六〇〇円	八、二四〇円	九、九〇〇円	一九、八〇〇円
六、六〇〇円	八、二四〇円	九、九〇〇円	一九、八〇〇円
四、四〇〇円	六、〇四〇円	七、七〇〇円	一五、四〇〇円
六、六〇〇円	八、二四〇円	九、九〇〇円	一九、八〇〇円
四、四〇〇円	六、〇四〇円	七、七〇〇円	一五、四〇〇円
四、九四〇円	六、六〇〇円	八、二四〇円	一六、五〇〇円
三、三〇〇円	四、九四〇円	六、六〇〇円	一三、二〇〇円
一、一〇〇円	一、六四〇円	二、七四〇円	四、九四〇円
三、三〇〇円	四、四〇〇円	五、五〇〇円	一一、〇〇〇円

に改める。

別表第六号の表特設舞台の項を削り、同表定式幕の項中「四、三三〇円」を「四、四〇〇円」に改め、同表能装束の項中「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に改める。

(石川県立白山ろく民俗資料館入場料条例の一部改正)

第三条 石川県立白山ろく民俗資料館入場料条例(昭和五十四年石川県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「二〇〇円」を「二一〇円」に改める。

(石川県立美術館使用料条例の一部改正)

第四条 石川県立美術館使用料条例(昭和五十八年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二項の表中「三六〇円」を「三七〇円」に改める。

別表第二特別観覧料の額の欄を次のように改める。

特別観覧料の額
三、二〇〇円
四二〇円
四、二七〇円
三、四一〇円
五三〇円
六、四〇〇円
六、四〇〇円
一、一三〇円
一、一三〇円
五三〇円

別表第三第一項第一号の表中「一八、九二〇円」を「一九、一七〇円」に改める。

別表第三第一項第二号の表中

六、四六〇円	一〇、七八〇円	一一、八六〇円	一五、一〇〇円	一九、四二〇円	二六、九八〇円
--------	---------	---------	---------	---------	---------

六、六〇〇円	一一、〇〇〇円	一一、一〇〇円	一五、四〇〇円	一九、八〇〇円	二七、五〇〇円
--------	---------	---------	---------	---------	---------

改める。

別表第三第一項第三号の表中「一、四六〇円」を「一、四八〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四五〇円」に改める。

別表第三第四項中「三、一三〇円」を「三、二〇〇円」に改める。

別表第四中「二、〇八〇円」を「二、一三〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「五、一三〇円」を「五、三三〇円」に改める。

(石川県立歴史博物館使用料条例の一部改正)

第五条 石川県立歴史博物館使用料条例(昭和六十一年石川県条例第二十六号)の一部を次のよう

に改正する。

別表第二第一項の表中「一八、九二〇円」を「一九、二七〇円」に改める。

(石川県立音楽堂条例の一部改正)

第六条 石川県立音楽堂条例(平成十三年石川県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項から六の項までの金額の欄を次のように改める。

三七、七一〇円	六九、一四〇円	八六、九五〇円	七一、二三〇円	一一一、五二〇円	一七一、八五〇円
二八、二八〇円	五三、四二〇円	七〇、一九〇円	五四、四七〇円	九二、一九〇円	一三三、〇四〇円
一四、〇九〇円	四五、〇四〇円	五一、三三〇円	四六、〇九〇円	七八、五七〇円	一〇八、九五〇円
一八、八五〇円	三六、六六〇円	四〇、八五〇円	三七、七一〇円	六三、九〇〇円	八六、九五〇円
四、七一〇円	六、二八〇円	七、八五〇円	七、八五〇円	一一、〇〇〇円	一七、二八〇円
三、一四〇円	四、一九〇円	五、二三〇円	五、二三〇円	七、三三〇円	一一、五二〇円
六八〇円	八九〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、五七〇円	一、一一〇〇円
六八〇円	八九〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、五七〇円	一、一一〇〇円
六八〇円	八九〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、五七〇円	一、一一〇〇円
一、三〇〇円	一、七八〇円	一、一一〇〇円	一、一一〇〇円	三、三〇〇円	四、四〇〇円
六八〇円	八九〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、五七〇円	一、一一〇〇円
六八〇円	八九〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、五七〇円	一、一一〇〇円
六八〇円	八九〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、五七〇円	一、一一〇〇円
一、六七〇円	一、一一〇〇円	一、七二〇円	一、七二〇円	三、八七〇円	五、五〇〇円
九九〇円	一、三〇〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	一、四〇〇円	三、三〇〇円
九九〇円	一、三〇〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	一、四〇〇円	三、三〇〇円
六八〇円	八九〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、五七〇円	一、一一〇〇円
六八〇円	八九〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、五七〇円	一、一一〇〇円
六八〇円	八九〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、五七〇円	一、一一〇〇円
一、九九〇円	一、六一〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	四、九七〇円	六、六〇〇円
九九〇円	一、三〇〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	一、四〇〇円	三、三〇〇円
九九〇円	一、三〇〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	一、四〇〇円	三、三〇〇円
九九〇円	一、三〇〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	一、四〇〇円	三、三〇〇円
一、三〇〇円	一、七八〇円	一、一一〇〇円	一、一一〇〇円	三、三〇〇円	四、四〇〇円
一、三〇〇円	一、七八〇円	一、一一〇〇円	一、一一〇〇円	三、三〇〇円	四、四〇〇円
一、九九〇円	一、六一〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	四、九七〇円	六、六〇〇円
一、九九〇円	一、六一〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	四、九七〇円	六、六〇〇円
六八〇円	八九〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、五七〇円	一、一一〇〇円
六八〇円	八九〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、五七〇円	一、一一〇〇円
九九〇円	一、三〇〇円	一、六七〇円	—	—	三、三〇〇円
九九〇円	一、三〇〇円	一、六七〇円	—	—	三、三〇〇円

九九〇円	一、三〇〇円	一、六七〇円	—	—	三、三〇〇円
九九〇円	一、三〇〇円	一、六七〇円	—	—	三、三〇〇円
一、五二〇円	一、九九〇円	二、五二〇円	—	—	四、九七〇円
一、五二〇円	一、九九〇円	二、五二〇円	—	—	四、九七〇円
二、九八〇円	三、九八〇円	四、九七〇円	—	—	九、九〇〇円

別表の八の項中「二〇、五七〇円」を「二〇、九五〇円」に改める。

(四高記念文化交流館条例の一部改正)

第七条 四高記念文化交流館条例(平成十九年石川県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一項の表中「三六〇円」を「三七〇円」に改める。

別表第二第一項の表施設使用料の額の欄を次のように改める。

施 設 使 用 料 の 額			
午 前	午 後	夜 間	全 日
午前九時から 正午まで	午後一時から 午後四時まで	午後五時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで
一、八八〇円	一、八八〇円	二、九三〇円	六、六九〇円
一、八八〇円	一、八八〇円	二、九三〇円	六、六九〇円
一、八八〇円	一、八八〇円	二、九三〇円	六、六九〇円
一、八八〇円	一、八八〇円	二、九三〇円	六、六九〇円
一、八八〇円	一、八八〇円	二、九三〇円	六、六九〇円

(石川県政記念しいのき迎賓館条例の一部改正)

第八条 石川県政記念しいのき迎賓館条例(平成二十一年石川県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表一の項から五の項までの金額の欄を次のように改める。

二一、三六〇円	二一、三六〇円	二八、四八〇円	七一、二〇〇円
一〇、六八〇円	一〇、六八〇円	一四、二四〇円	三五、六〇〇円
一〇、六八〇円	一〇、六八〇円	一四、二四〇円	三五、六〇〇円
三、七五〇円	三、七五〇円	五、六四〇円	一三、一四〇円
一、二五〇円	一、二五〇円	一、八八〇円	四、三八〇円
二、五〇〇円	二、五〇〇円	三、七六〇円	八、七六〇円
五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	七、五二〇円	一七、五二〇円
二、五〇〇円	二、五〇〇円	三、七六〇円	八、七六〇円
二、五〇〇円	二、五〇〇円	三、七六〇円	八、七六〇円
一九、四八〇円	一九、四八〇円	二五、九八〇円	六四、九四〇円

—	—	—	六、二八〇円
—	—	—	四、七一〇円
一日につき 一平方メートル			五三円

(石川県体育施設条例の一部改正)

第九条 石川県体育施設条例(昭和三十九年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表相撲競技のために使用する場合の項中「二四二、五六〇円」を「二四五、二〇〇円」に、「六三、七二〇」を「六四、九〇〇」に、「三、四四〇」を「三、五二〇」に、「四、九五〇」を「五、〇五〇」に、「七、四三〇」を「七、五八〇」に改め、同表相撲競技以外の目的で使用する場合の項中「二二三、八四〇」を「二二七、八〇〇」に、「七、四三〇」を「七、五八〇」に改める。

別表第二号1の表アマチュアスポーツに使用する場合の項中「二一〇円」を「二二〇円」に、「二一〇」を「二二〇」に、「三、二四〇」を「三、三〇〇」に、「二、一六〇」を「二、二〇〇」に、「一、六〇〇」を「一、六四〇」に、「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に、「七、九八〇」を「八、一三〇」に、「二二、六〇〇」を「二二、〇〇〇」に、「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に、「二四、五六〇」を「二四、八四〇」に、「二、五八〇」を「二、六三〇」に、「六、九〇〇」を「七、〇三〇」に、「二三、九六〇」を「二四、四一〇」に、「六四、八〇〇」を「六六、〇〇〇」に改め、同表アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項中「三八、八八〇」を「三九、六〇〇」に、「二〇八、〇〇〇」を「二一〇、〇〇〇」に、「二七〇、〇〇〇円」を「二七四、四六〇円」に改める。

別表第二号2の表アマチュアスポーツに使用する場合の項の金額の欄を次のように改める。

二二〇円
二二〇
二二〇
三、三〇〇
二、二〇〇
一〇〇
一〇〇
一〇〇
一、六三〇
一、一〇〇
五、五〇〇
五、五〇〇
五、五〇〇

一四、九七〇
一、六一〇
一、六一〇
一、六一〇
七、〇一〇
一、八七〇
一、八七〇
一、八七〇
七、八〇〇
一、六一〇
一、六一〇
一、六一〇
七、〇六〇
一、六一〇
一、六一〇
一、六一〇
七、〇六〇
一、六一〇
一、六一〇
一、六一〇
七、〇六〇
一六、五二〇
一六、五二〇
一六、五二〇
四四、九一〇
七、八八〇
七、八八〇
七、八八〇
二一、〇八〇

別表第二号2の表アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項中「二六、三〇〇」を「二六、七八〇」に、「七三、四九〇」を「七四、八五〇」に、「二一、五七〇」を「二一、八一〇」に、「三四、五〇〇」を「三五、一四〇」に、「二七〇、〇〇〇円」を「二七五、〇〇〇円」に改める。

別表第二号3の表第一会議室の項中「二、七九〇円」を「二、八五〇円」に、「二、七九〇」

を「二、八五〇」に、「八、四一〇」を「八、五七〇」に改め、同表第二会議室の項、第三会議室の項及び第四会議室の項中「一、六〇〇」を「一、六四〇」に、「四、八四〇」を「四、九四〇」に改め、同表和室(合宿の場合に限る。)の項中「五三〇」を「五四〇」に改め、同表多目的室の項中「一、六〇〇」を「一、六三〇」に、「四、八四〇」を「四、九三〇」に改める。

別表第二号4の表柔道場の項中「六八〇円」を「七〇〇円」に、「二一〇」を「二二〇」に改め、同表剣道場の項中「六八〇」を「七〇〇」に、「二一〇」を「二二〇」に改め、同表弓道場の項中「四二〇」を「四三〇」に、「二一〇」を「二二〇」に改める。

別表第二号5の表中「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改める。

別表第三号1の表中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、九三〇」を「一、九七〇」に、「三八、八八〇」を「三九、六〇〇」に改める。

別表第三号2の表中「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改める。

別表第四号1の表アマチュアスポーツに使用する場合の項中「七、五六〇円」を「七、七〇〇円」に、「二一、八八〇」を「二二、一〇〇」に、「三八、〇八〇」を「三八、六〇〇」に、「二二、二〇〇」を「二二、六四〇」に、「三四、〇〇〇」を「三四、六四〇」に、「八二、六〇〇」を「八四、一四〇」に、「二一、一六〇」を「二二、二〇〇」に、「三、四四〇」を「三、五二〇」に、「八、〇八〇」を「八、二四〇」に、「三、八七〇」を「三、九五〇」に、「五、八二〇」を「五、九三〇」に、「二二、八二〇」を「二四、〇七〇」に、「七五〇」を「七六〇」に改め、同表アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項中「一四〇、四〇〇」を「一四三、〇〇〇」に、「二〇一、九六〇」を「二〇五、七〇〇」に、「五二八、四〇〇」を「五二八、〇〇〇」に改める。

別表第四号2の表アマチュアスポーツに使用する場合の項中「三七、八〇〇円」を「三八、五〇〇円」に、「二九、一六〇」を「二九、七〇〇」に、「九、七二〇」を「九、九〇〇」に、「二七、〇〇〇」を「二七、五〇〇」に、「二〇、五二〇」を「二〇、九〇〇」に、「七、五六〇」を「七、七〇〇」に改め、同表アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項中「一三五、〇〇〇」を「一三七、五〇〇」に改める。

別表第四号3の表中「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に、「七二〇」を「七三〇」に、「三、六〇〇」を「三、六六〇」に改める。

別表第五号1の表個人使用の項中「一五〇」を「一六〇」に、「二一〇〇」を「二二〇」に改め、同表専用使用の項中「三、二四〇」を「三、三〇〇」に、「六、四八〇」を「六、六〇〇」に、「八、〇八〇」を「八、二四〇」に、「一、六〇〇」を「一、六四〇」に、「四、三三〇」を「四、四〇〇」に改める。

別表第五号2の表中「二〇〇円」を「二二〇円」に改める。

別表第五号3の表個人使用の項中「三二〇円」を「三三〇円」に、「四二〇」を「四三〇」に、「一五〇」を「一六〇」に、「二一〇〇」を「二二〇」に改め、同表団体使用(二十人以上)の項中「三二〇」を「三三〇」に改める。

別表第六号1の表アマチュアスポーツに使用する場合の項中「二〇〇円」を「二二〇円」に、「五四、〇〇〇」を「五五、〇〇〇」に、「六四、八〇〇」を「六六、〇〇〇」に、「一六五、二四〇」を「一六八、三〇〇」に、「一一、八八〇」を「一二、一〇〇」に、「一四、〇四〇」を「一四、三〇〇」に、「三五、九五〇」を「三六、六三〇」に改め、同表アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項中「二七〇、〇〇〇」を「二七五、〇〇〇」に、「三三四、〇〇〇」を「三三〇、〇〇〇」に、「八二六、二〇〇」を「八四一、五〇〇」に、「八六、四〇〇」を「八八、〇〇〇」に、「九七、二〇〇」を「九九、〇〇〇」に、「二五二、七二〇」を「二五七、四〇〇」に改める。

別表第六号2の表専用使用の項中「二、六八〇」を「二、七四〇」に、「三、二四〇」を「三、三〇〇」に、「五、四〇〇」を「五、五〇〇」に、「八、〇五〇」を「八、二三〇」に、「九、七二〇」を「九、九〇〇」に、「一六、二〇〇」を「一六、五〇〇」に改める。

別表第六号3の表会議室の項中「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に、「二、一六〇」を「二、二〇〇」に、「五、三三〇」を「五、四二〇」に改め、同表夜間照明施設の項中「四五、四八〇」を「四六、三三〇」に、「三三、七四〇」を「三三、一六〇」に、「一一、三七〇」を「一一、五八〇」に、「三二、四八〇」を「三三、〇八〇」に、「一六、二四〇」を「一六、五四〇」に、「八一二〇」を「八、二七〇」に、「一六二、五一〇」を「一六五、五二〇」に改め、同表電光掲示板の項中「四、四〇〇」を「四、四八〇」に、「三、二三〇」を「三、一九〇」に、「二五、七二〇」を「二六、〇一〇」に改める。

別表第七号の表個人使用の項中「二〇〇円」を「二二〇円」に、「六、九二〇」を「七、〇四〇」に、「四一、五一〇」を「四二、二九〇」に、「二、〇八〇」を「二、一一〇」に、「三、四五〇」を「三、五二〇」に、「二〇、七五〇」を「二二、一四〇」に、「一、〇三〇」を「一、〇四〇」に改め、同表専用使用(二面)の項中「一、〇三〇」を「一、〇四〇」に、「二、三〇〇」を「二、三四〇」に、「三、七六〇」を「三、八四〇」に、「五、四五〇」を「五、五五〇」に改める。

別表第八号1の表アマチュアスポーツに使用する場合の項中「二〇〇円」を「二二〇円」に、「四、〇八〇」を「四、一九〇」に、「一、〇二〇」を「一、〇四〇」に、「二〇、五七〇」を「二〇、九五〇」に、「二、〇四〇」を「二、〇九〇」に、「一〇、二八〇」を「一〇、四七〇」に、「五一〇」を「五二〇」に、「二、五七〇」を「二、六一〇」に改め、同表アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項中「八二、二八〇」を「八三、八〇〇」に、「一六四、五七〇」を「一六七、六一〇」に、「四一、一四〇」を「四二、九〇〇」に、「一〇、二八〇」を「一〇、四七〇」に、「二〇、五七〇」を「二〇、九五〇」に改める。

別表第八号2の表中「二〇〇」を「二二〇」に改める。

別表第八号3の表中「二〇〇」を「二二〇」に、「一、〇八〇」を「一、一〇〇」に改める。

別表第八号4の表中「一、五四〇円」を「一、五七〇円」に、「一、一三〇」を「一、一五〇」

に、「一、〇二〇」を「一、〇四〇」に改める。

別表第八号5の表照明設備（個人使用の場合を除く。）の項中「二、八八〇円」を「二、九三〇円」に、「七二〇」を「七三〇」に、「一、四四〇」を「一、四六〇」に改め、同表冷暖房設備の項中「二五、四二〇」を「二五、七二〇」に、「四、一一〇」を「四、一九〇」に、「一、八五〇」を「一、八八〇」に改め、同表可動席の項中「五二、四二〇」を「五二、三八〇」に、「一〇二、八五〇」を「一〇四、七六〇」に改める。

別表第九号の表石川県卯辰山相撲場の項中「七七、七六〇円」を「七九、二〇〇円」に改め、同表石川県サッカー・ラグビー競技場の項中「二八、〇八〇」を「二八、六〇〇」に改め、同表石川県立野球場の項中「一一四、四八〇」を「一一六、六〇〇」に改め、同表石川県立自転車競技場の項中「四七、五二〇」を「四八、四〇〇」に改め、同表石川県西部緑地公園陸上競技場の項中「七、二八〇」を「七、四二〇」に改め、同表石川県西部緑地公園テニスコートの項中「四九、六八〇」を「五〇、六〇〇」に改める。

（石川県女性センター条例の一部改正）

第十条 石川県女性センター条例（平成五年石川県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金			額
午前	午後	夜間	全日
午前九時から 正午まで	午後一時から 午後四時まで	午後五時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで
一五、四二〇円	一五、四二〇円	三三、八五〇円	九三、一一〇円
一一、七八〇円	一一、七八〇円	三〇、三二〇円	八一、〇五〇円
三、〇九〇円	三、〇九〇円	四、一六〇円	一一、三三〇円
二、二四〇円	二、二四〇円	三、二〇〇円	七、七九〇円
一、九二〇円	一、九二〇円	二、五六〇円	六、四〇〇円
二、〇二〇円	二、〇二〇円	二、八八〇円	七、五八〇円
二、〇二〇円	二、〇二〇円	二、八八〇円	七、五八〇円
一、〇六〇円	一、〇六〇円	一、三八〇円	三、七三〇円
三、〇九〇円	三、〇九〇円	四、一六〇円	一一、三三〇円
三、〇九〇円	三、〇九〇円	四、一六〇円	一一、三三〇円
午前、午後及び夜間の各一回一式につき			五、二三〇円
午前、午後及び夜間の各一回一式につき			一〇、四六〇円

（石川県保健所使用料及び手数料条例の一部改正）

第十一条 石川県保健所使用料及び手数料条例（昭和三十九年石川県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「九百七十円」を「九百九十円」に改め、同項第二号中「六百円」を「六百十円」に改める。

(石川県社会福祉会館使用料条例の一部改正)

第十二条 石川県社会福祉会館使用料条例(昭和四十七年石川県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表中

五二〇円	七三〇円	一、二五〇円
一、〇四〇円	一、四六〇円	二、五〇〇円
八三〇円	一、〇四〇円	一、八七〇円
三、七六〇円	五、〇四〇円	八、八〇〇円

を

五三〇円	七四〇円	一、二七〇円
一、〇六〇円	一、四九〇円	二、五五〇円
八五〇円	一、〇六〇円	一、九一〇円
三、八四〇円	五、一一〇円	八、九六〇円

に

一九〇円	二六〇円	四五〇円
一九〇円	二六〇円	四五〇円
一九〇円	二六〇円	四五〇円
一九〇円	二六〇円	四五〇円
一九〇円	二六〇円	四五〇円
一九〇円	二六〇円	四五〇円
一九〇円	二六〇円	四五〇円
一九〇円	二六〇円	四五〇円
一九〇円	二六〇円	四五〇円
一九〇円	二六〇円	四五〇円
一、七四〇円	二、三三〇円	四、〇七〇円
二九〇円	四〇〇円	六九〇円
一、五二〇円	二、〇三〇円	三、五五〇円
五〇〇円	六七〇円	一、一七〇円
五〇〇円	六七〇円	一、一七〇円
五〇〇円	六七〇円	一、一七〇円
六八〇円	九一〇円	一、五九〇円

を

1100円	1170円	470円
1100円	1170円	470円
1100円	1170円	470円
1100円	1170円	470円
1100円	1170円	470円
1100円	1170円	470円
1100円	1170円	470円
1100円	1170円	470円
1100円	1170円	470円
1100円	1170円	470円
1100円	1170円	470円
1,780円	11,370円	4,150円
300円	400円	700円
1,550円	11,070円	3,610円
510円	690円	1,100円
510円	690円	1,100円
510円	690円	1,100円
700円	930円	1,630円

に改める。

(石川県こころの健康センター条例の一部改正)

第十三条 石川県こころの健康センター条例(昭和五十六年石川県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中「三二〇円」を「三三〇円」に、「五三〇円」を「五四〇円」に改める。

(石川県青少年総合研修センター条例の一部改正)

第十四条 石川県青少年総合研修センター条例(平成十四年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項から十七の項までの金額の欄を次のように改める。

一七、一三〇円	三二、四二〇円	三二、四二〇円	九〇、〇七〇円
九、四二〇円	一〇、四七〇円	一〇、四七〇円	一九、三三〇円
六、二八〇円	七、三三〇円	七、三三〇円	一九、九〇〇円
六、二八〇円	七、三三〇円	七、三三〇円	一九、九〇〇円
六、二八〇円	七、三三〇円	七、三三〇円	一九、九〇〇円
六、二八〇円	七、三三〇円	七、三三〇円	一九、九〇〇円
六、二八〇円	七、三三〇円	七、三三〇円	一九、九〇〇円
一五、七一〇円	一八、八五〇円	一八、八五〇円	五〇、二八〇円

五、七六〇円	六、二八〇円	六、二八〇円	一七、八〇〇円
一人一泊につき			三、四五〇円
五、七六〇円	六、二八〇円	六、二八〇円	一七、八〇〇円
一人一泊につき			三、四五〇円
三、一四〇円	四、一九〇円	四、一九〇円	一〇、四七〇円
一人一泊につき			三、四五〇円
二、三〇〇円	三、一四〇円	三、一四〇円	七、七五〇円
一人一泊につき			三、四五〇円
三、一四〇円	四、一九〇円	四、一九〇円	一〇、四七〇円
一人一泊につき			三、四五〇円
六一〇円	八三〇円	八三〇円	一、二八〇円
六、二八〇円	七、三三〇円	七、三三〇円	一九、九〇〇円
六、二八〇円	七、三三〇円	七、三三〇円	一九、九〇〇円
七、三三〇円	八、三八〇円	八、三八〇円	一三、〇四〇円
一人一泊につき			四、九二〇円
一人一泊につき			五、二三〇円
三人一泊につき			四、四〇〇円
一人一泊につき			四、九二〇円
一人一泊につき			五、二三〇円
四人一泊につき			四、一九〇円
三人一泊につき			四、四〇〇円
二人一泊につき			四、七一〇円
一人一泊につき			五、〇二〇円
五人一泊につき			三、九八〇円
四人一泊につき			四、一九〇円
三人一泊につき			四、四〇〇円
二人一泊につき			四、七一〇円
一人一泊につき			五、〇二〇円
六人一泊につき			三、四五〇円
五人一泊につき			三、五六〇円
四人一泊につき			三、六六〇円
三人一泊につき			三、七七〇円
二人一泊につき			三、八七〇円
一人一泊につき			三、九八〇円

(石川県自然公園施設条例の一部改正)

第十五条 石川県自然公園施設条例(昭和四十三年石川県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項の表中

千八百八十円
九百三十円
五千五百五十円
二千六百十円
七百三十円

を

千九百二十円
九百六十円
五千六百五十円
二千六百六十円
七百四十円

に改める。

(のと海洋ふれあいセンター条例の一部改正)

第十六条 のと海洋ふれあいセンター条例(平成六年石川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表中「二〇〇円」を「二一〇円」に、「一六〇円」を「一七〇円」に改める。

(石川トライアルセンター条例の一部改正)

第十七条 石川トライアルセンター条例(平成二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表開放実験室の項から指導相談室の項までの金額の欄を次のように改める。

八、五四〇円
五、五二〇円
一、〇八〇円
九、三三二 三、二四六 〇、〇〇〇 〇、〇〇〇 円円円円
一、四四三 一、九三二 九、六〇〇 〇、〇〇〇 円円円円
二、二二六 二、二二二 〇、七〇〇 〇、〇〇〇 円円円円
一三三〇円

(石川ハイテク交流センター条例の一部改正)

第十八条 石川ハイテク交流センター条例(平成五年石川県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第十二条関係)

区 分	基 準 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	正午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで
一 大 会 議 場	二〇、九三〇円	二七、八七〇円	二七、八七〇円	七六、六七〇円
二 A 1 会 議 室	三、八四〇円	五、二二〇円	五、二二〇円	一四、〇八〇円
三 A 2 会 議 室	二、〇二〇円	二、五六〇円	二、五六〇円	七、一四〇円
四 A 3 会 議 室	二、〇二〇円	二、五六〇円	二、五六〇円	七、一四〇円
五 A 4 会 議 室	二、〇二〇円	二、五六〇円	二、五六〇円	七、一四〇円
六 B 会 議 室	二、〇二〇円	二、五六〇円	二、五六〇円	七、一四〇円
七 C 1 会 議 室	二、〇二〇円	二、五六〇円	二、五六〇円	七、一四〇円
八 C 2 会 議 室	二、〇二〇円	二、五六〇円	二、五六〇円	七、一四〇円
九 D 会 議 室	二、五六〇円	三、三三〇円	三、三三〇円	九、一八〇円
十 レセプション・ルーム	一一、三八〇円	一六、三三〇円	一六、三三〇円	四五、〇四〇円
十一 宿泊室	一人用	一人一泊につき		五、四六〇円
	二人用	一人一泊につき 二人一泊につき		一〇、一六〇円 六、七四〇円
十二 大会議場資料提示設備	午前、午後及び夜間の各一回一台につき			五三〇円以下
十三 大会議場音響設備	午前、午後及び夜間の各一回一台につき			六、五二〇円以下
十四 附属設備	午前、午後及び夜間の各一回一式、一台又は一本につき			一、二八〇円以下
十五 テニスコート	一面一時間につき			一、〇六〇円

(石川県新分野創造開発支援センター条例の一部改正)

第十九条 石川県新分野創造開発支援センター条例(平成九年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表電波無響室の項中「三、一八〇円」を「三、二四〇円」に改め、同表生活環境試験室の項中「三、五〇〇円」を「三、五七〇円」に改める。

(いしかわ次世代産業創造支援センター条例の一部改正)

第二十条 いしかわ次世代産業創造支援センター条例(平成二十三年石川県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「三、一一〇円」を「三、一七〇円」に改め、同表の二の項中「二、三八〇円」を「二、四三〇円」に改める。

(石川県産業展示館条例の一部改正)

第二十一条 石川県産業展示館条例(昭和四十七年石川県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一項を次のように改める。

1 使用料の額

区分		全日	午前	午後	夜間	
			午前九時から正午まで	正午から午後五時まで	午後五時以降	
屋内展示場	一号館	三九三、〇〇〇円	一四七、三七〇円	二四五、六三〇円	一時間につき 五四、四六〇円	
	二号館	二二八、五三〇円	八五、四三〇円	一四三、一〇〇円	一時間につき 三〇、九七〇円	
	三号館	全面	七六五、七二〇円	二八七、二八〇円	四七八、四四〇円	一時間につき 一〇五、七二〇円
		東面	五三二、八三〇円	一九九、七〇〇円	三三三、一三〇円	一時間につき 七三、六八〇円
		西面	二二三、八八〇円	八七、五七〇円	一四六、三三〇円	一時間につき 三二、〇三〇円
	四号館	全面	九〇三、四九〇円	三三八、五四〇円	五六四、九五〇円	一時間につき 一二三、八八〇円
		南面	五〇六、二〇〇円	一八九、〇二〇円	三二七、一八〇円	一時間につき 六九、四二〇円
		北面	三九七、二七〇円	一四九、五一〇円	二四七、七六〇円	一時間につき 五四、四六〇円
	屋外展示場	一号館前	一〇九、九九〇円	四、六五〇円	六八、三四〇円	一時間につき 一四、九五〇円
		四号館前	北面	三三、〇三〇円	一一、七四〇円	一一、一九〇円
南面			三三、〇三〇円	一一、七四〇円	一一、一九〇円	一時間につき 四、三七〇円
多目的室		五一、二五〇円	一九、三二〇円	三三、〇三〇円	一時間につき 七、〇四〇円	
会議室	一号館	九、九四〇円	三、七二〇円	六、三二〇円	一時間につき 一、三七〇円	
	三号館	二二、三四〇円	八、〇〇〇円	一三、三四〇円	一時間につき 二、九九〇円	
	四号館	第一	九、六一〇円	三、六三〇円	五、九八〇円	一時間につき 一、二八〇円
		第二	一〇、六七〇円	四、〇五〇円	六、六二〇円	一時間につき 一、四九〇円
特別会議室	一号館	一〇、四六〇円	三、九二〇円	六、五四〇円	一時間につき 一、四三〇円	
	二号館	三九、二七〇円	一四、七二〇円	二四、五五〇円	一時間につき 五、三九〇円	
	三号館	一四、六六〇円	五、五〇〇円	九、一六〇円	一時間につき 二、〇一〇円	
	四号館	一三、〇九〇円	四、九〇〇円	八、一九〇円	一時間につき 一、七九〇円	
主催者室	三号館	一室につき 一一、一〇〇円	一室につき 四、一六〇円	一室につき 六、九四〇円	一室につき 六、九四〇円	
	四号館	第一	四、六九〇円	一、七六〇円	二、九三〇円	一室につき 二、九三〇円
		第二	五、七六〇円	二、一三〇円	三、六三〇円	一室につき 三、六三〇円
商談室	一号館 二号館 三号館	一室につき 一一、三四〇円	一室につき 八八〇円	一室につき 一、四六〇円	一室につき 一、四六〇円	
	四号館	第一 第二 第三 第四	一室につき 四、六九〇円	一室につき 一、七六〇円	一室につき 二、九三〇円	一室につき 二、九三〇円
		第二	一一、三四〇円	八八〇円	一、四六〇円	一室につき 一、四六〇円
机		一脚 一日につき			七〇円	
いす		一脚 一日につき			七〇円	
放送設備		一式 一日につき			三、三二〇円	
ステージ		一式 一日につき			一四、三二〇円	

音響設備	一号館	一式 一日につき	三、三三〇円
	二号館	一式 一日につき	一四、九五〇円
屋外展示用地		一平方メートル 一日につき	四〇円

(石川県立伝統産業工芸館条例の一部改正)

第二十二條 石川県立伝統産業工芸館条例(昭和五十八年石川県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表三十人以上の団体の項中「二〇〇円」を「二二〇円」に改める。

(石川県立山中漆器産業技術センター条例の一部改正)

第二十三條 石川県立山中漆器産業技術センター条例(平成八年石川県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表の一の項から四の項までの金額の欄を次のように改める。

一、八一〇円	二、三四〇円	二、三四〇円	六、四九〇円
一、〇二〇円	二、六六〇円	二、六六〇円	七、三四〇円
一、二二〇円	二、八八〇円	二、八八〇円	七、八八〇円
一、九一〇円	二、四五〇円	二、四五〇円	六、八一〇円

別表第二号の表中「六、五〇〇円」を「六、六二〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一三、二四〇円」に、「一九、五〇〇円」を「一九、八六〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、四八〇円」に改める。

(石川県立九谷焼技術者自立支援工房条例の一部改正)

第二十四條 石川県立九谷焼技術者自立支援工房条例(平成十二年石川県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「二二、八五〇円」を「二三、〇九〇円」に、「三五、七一〇円」を「二六、一九〇円」に、「三八、五七〇円」を「三九、二八〇円」に、「五一、四二〇円」を「五一、三八〇円」に改める。

(石川県保健休養林施設条例の一部改正)

第二十五條 石川県保健休養林施設条例(昭和四十八年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金 額
四三〇円
一一〇円
一〇〇円
三、五二〇円

一、八一〇円
九、六一〇円
六四〇円
六四〇円
一、九二〇円
二、六八〇円
四三〇円
二六〇円
五四〇円
三八〇円
五、五〇〇円
六、六〇〇円
一九、三八〇円
算増すことにより、一九、三八〇円に十人を一人 算した額に一、〇五〇円を加
一六、〇二〇円
算増すことにより、一六、〇二〇円に七人を一人 算した額に一、〇六〇円を加
一三、八二〇円
算増すことにより、一三、八二〇円に四人を一人 算した額に一、〇六〇円を加
四二〇円
三二〇円
九四〇円
二、八二〇円
三、七七〇円
六、五九〇円
二、四〇〇円
三、一四〇円
五、五四〇円

(石川県海の自然生態館条例の一部改正)

第二十六条 石川県海の自然生態館条例(平成五年石川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表一般の項中「三〇〇円」を「三三〇円」に、「二七〇円」を「二八〇円」に、「二四〇円」

を「二五〇円」に改める。

(いしかわ動物園条例の一部改正)

第二十七条 いしかわ動物園条例(平成十一年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一般の項中「八三〇円」を「八四〇円」に、「七三〇円」を「七四〇円」に改め、
同表中学生以下(三歳未満の若を除く)の項中「三〇〇円」を「三二〇円」に改める。

(石川県国際交流センター条例の一部改正)

第二十八条 石川県国際交流センター条例(平成八年石川県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金		額	
午 前	午 後	夜 間	全 日
正午前九時から 正午まで	午後一時から 午後四時まで	午後五時から 午後八時まで	午前九時から 午後八時まで
一、五四〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円	九、三四〇円
一、二七〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	四、六七〇円
一、二七〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	四、六七〇円
一、五四〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円	九、三四〇円
一、二七〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	四、六七〇円
一、二七〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	四、六七〇円
一、五四〇円	三、四〇〇円	三、四〇〇円	九、三四〇円
一、二七〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	四、六七〇円
一、二七〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	四、六七〇円
三、一九〇円	四、四七〇円	四、四七〇円	一一、一三〇円
一、二七〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	四、六七〇円
一、〇二〇円	一、七七〇円	一、七七〇円	七、五六〇円
一、二七〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	四、六七〇円
一、〇二〇円	一、七七〇円	一、七七〇円	七、五六〇円
一、二七〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	四、六七〇円
四、〇六〇円	五、五五〇円	五、五五〇円	一五、一六〇円
一、二七〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	四、六七〇円
一、二七〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	四、六七〇円
一、二七〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	四、六七〇円
一、二七〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	四、六七〇円
六、〇六〇円	八、三一〇円	八、三一〇円	一一、六八〇円

一、〇二〇円	一、七七〇円	一、七七〇円	七、五六〇円
一、〇二〇円	一、七七〇円	一、七七〇円	七、五六〇円
一、〇二〇円	一、七七〇円	一、七七〇円	七、五六〇円
八四〇円	一、〇五〇円	一、〇五〇円	一、九四〇円
八四〇円	一、〇五〇円	一、〇五〇円	一、九四〇円
八四〇円	一、〇五〇円	一、〇五〇円	一、九四〇円

(石川県農業用物料依頼分析条例の一部改正)

第二十九条 石川県農業用物料依頼分析条例(昭和二十五年石川県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「千四百九十円」を「千五百二十円」に改め、同項第二号イ(1)から(7)までの規定中「二千九百九十円」を「三千五十円」に改め、同号イ(8)中「千四百九十円」を「千五百二十円」に改め、同号ロ中「二千九百九十円」を「三千五十円」に改め、同号ハ中「千四百九十円」を「千五百二十円」に改める。

(石川県湖南運動公園条例の一部改正)

第三十条 石川県湖南運動公園条例(平成十三年石川県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表野球場の項中「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六三〇円」に、「五、一六〇円」を「五、二六〇円」に、「一八、三六〇円」を「一八、七〇〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同表サッカー場の項中「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六三〇円」に、「五、一六〇円」を「五、二六〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同表アーチェリー場の項中「三二〇円」を「三三〇円」に、「六二〇円」を「六四〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「三〇〇円」を「三二〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六三〇円」に、「五、一六〇円」を「五、二六〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

(石川県漁港管理条例の一部改正)

第三十一条 石川県漁港管理条例(昭和三十三年石川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表係船岸(水深四・五〇メートル以上)の項中「四円五〇銭」を「四円六〇銭」に改め、同表岸壁物揚げ場の項中「三元六〇銭」を「三元七〇銭」に、「八円五〇銭」を「八円七〇銭」に改め、同表その他の漁港施設の項中「一元五〇銭」を「一元六〇銭」に、「二元六〇銭」を「二元七〇銭」に改める。

別表第一第二号の表漁港施設用地の項中「二元七〇銭」を「二元八〇銭」に改め、同表その他

の漁港施設の項中「五七円七〇銭」を「五八円八〇銭」に、「一、四四〇円」を「一、四七〇円」に、「七円三〇銭」を「七円四〇銭」に、「二円三〇銭」を「二円四〇銭」に、「三七円一〇銭」を「三七円九〇銭」に、「二円三〇銭」を「二円六〇銭」に、「二四円五〇銭」を「二四円七〇銭」に、「二円七〇銭」を「二円八〇銭」に、「二九円一〇銭」を「二九円六〇銭」に改める。

別表第二第一号の表備考一及び第二号の表備考三中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(石川県道路占用料条例等の一部改正)

第三十二條 次に掲げる条例の規定中「一・〇八」を「一・一」に改める。

- 一 石川県道路占用料条例(昭和四十九年石川県条例第三十八号)第二条第二項
- 二 石川県国土交通省所管公共用財産管理条例(平成十二年石川県条例第二十号)第十条第三項及び第四項
- 三 石川県海岸占用料等徴収条例(平成十二年石川県条例第二十一号)第三条第二項及び第三項
- 四 石川県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例(平成十二年石川県条例第二十三号)第七条第三項及び第四項

(石川県港湾施設管理条例の一部改正)

第三十三條 石川県港湾施設管理条例(昭和三十年石川県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一使用料の欄を次のように改める。

使 用 料	
金 沢 港	そ の 他 の 港 湾
外航船舶 五円一〇銭	七尾港 内外航船舶 五円一〇銭 五円六〇銭
内航船舶 五円六〇銭	そ の 他 内外航船舶 三円二五銭 三円四五銭
外航船舶 六円八〇銭	七尾港 内外航船舶 六円八〇銭 七円四七銭
内航船舶 七円四七銭	そ の 他 内外航船舶 四円二〇銭 四円六一銭
外航船舶 三円四〇銭(加算)	七尾港 内外航船舶 三円四〇銭(加算) 三円七三銭(加算)
内航船舶 三円七三銭(加算)	そ の 他 内外航船舶 二円一〇銭(加算) 二円三〇銭(加算)
六円九四銭	六円九四銭
二三四円二七銭	一四九円五一銭

内外航船舶	一七六、〇〇〇円	
内外航船舶	一九八、〇〇〇円	
内外航船舶	二二〇、〇〇〇円	
	九〇、五二七、九六〇円	
	四七、五二八円	
	三三、五三三、九八〇円	
	一〇円八九銭	一〇円八九銭
一四円二〇銭に、三〇センチメートルを超える内径一〇センチメートルにつき三円三一銭を加算した額		一四円二〇銭に、三〇センチメートルを超える内径一〇センチメートルにつき三円三一銭を加算した額
	五四円四六銭	五四円四六銭
七円一銭に、三〇センチメートルを超える内径一〇センチメートルにつき一六円五五銭を加算した額		七円一銭に、三〇センチメートルを超える内径一〇センチメートルにつき一六円五五銭を加算した額
	七〇円四八銭	七〇円四八銭
	三、五二四円	三、五二四円
	三円七三銭	三円七三銭
	三七円三七銭	三七円三七銭

別表第二使用料の欄を次のように改める。

使 用 料
九六〇円
四、七二〇円
四七、二〇〇円
七一〇円
三、六二〇円
三六、二〇〇円
一、九七〇円
九、九〇〇円
九九、〇〇〇円
二、二〇〇円
一一、〇〇〇円
一一〇、〇〇〇円
二、四一〇円

111,100円
111,000円
11,630円
13,110円
133,000円
三、三五〇円に、八メートルを超える艇長一メートルごとに、七一〇円を加算した額
一六、八二〇円に、八メートルを超える艇長一メートルごとに、三、六二〇円を加算した額
一六八、二〇〇円に、八メートルを超える艇長一メートルごとに、三六、二〇〇円を加算した額
艇置場の項使用区分等の欄及び単位の欄に定める区分に応じ、同項使用料の欄に定める額に百分の百二十を乗じて得た額
1,100円
160円
430円
870円
110円
110円
1,100円
1,640円
11,100円
別表第一に定める額

別表第三中「三三〇円」を「三四〇円」に、「一、六九〇円」を「一、七二〇円」に、「一六、九七〇円」を「一七、二八〇円」に改める。

別表第四内航船舶の項中「一円八銭」を「一円十銭」に改める。

(石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三十四条 石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(平成三十年石川県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち石川県港湾施設管理条例別表第一荷役機械の部ガントリークレーンの項の改正規定中「八八、八八二、〇〇〇円」を「九〇、五七、九六〇円」に、「八九、九三〇、〇〇〇円」を「九一、五九五、三七〇円」に改める。

(石川県都市公園条例の一部改正)

第三十五条 石川県都市公園条例(昭和三十九年石川県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一項の表中

二、四一〇円
七三三円
七、二八六円

を

二、四五〇円
七四〇円
七、四二〇円

に改める。

別表第一第二項の表中「三七二、二二〇円」を「三七九、二二〇円」に、「一、一五三円」を「一、一七〇円」に改める。

別表第一第三項の表中「五三円」を「五三円」に、「九二〇円」を「九六〇円」に改める。

別表第一第四項の表中

三二〇円
二、九三〇円
二、四〇〇円
一九、三八〇円
一九、三八〇円
七八円
二四、三二〇円
一、四六〇円
二、四〇〇円

を

三二〇円
二、九九〇円
二、四五〇円
一九、七五〇円
一九、七五〇円
八〇円
二四、七七〇円
一、四九〇円
二、四五〇円

に改める。

別表第二中「三二〇円」を「三三〇円」に改める。

別表第三中「三二〇円」を「三三〇円」に改める。

別表第四水泳プールの項中「六二〇円」を「六四〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「三一〇円」を「三二〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に改め、同表駐車場の項中「八三〇円」を「八五〇円」に、「四一〇円」を「四二〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に改め、同表ホールの項及び自転車の項中「三二〇円」を「三三〇円」に改め、同表バーベキュー用野外炉の項中「二、〇五〇円」を「二、〇九〇円」に、「一、五六〇円」を「一、六〇〇円」に、「一、〇三〇円」を「一、〇七〇円」に改め、同表デイキャンプ広場野外炉の項中「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に改め、同表オートキャンプ場の項中「五、一四〇円」を「五、一三〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に改め、同表フリーテントサイトの項中「二、〇五〇円」を「二、〇九〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に改める。

別表第五第一項の表中「一、五六〇円」を「一、六〇〇円」に、「三二〇円」を「三三〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に改める。

別表第五第二項の表中「五三〇円」を「五四〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に改める。

別表第六金額の欄を次のように改める。

金		額	
午 前	午 後	全 日	
正午 前九時 まで	午後 一時 から 四時三十分 まで	午後 前九時 から 四時三十分 まで	
一〇、六八〇円	一一、四六〇円	二〇、八四〇円	
八、五九〇円	九、九五〇円	一六、七六〇円	
六、二八〇円	七、三三〇円	一三、二五〇円	
五、〇二〇円	五、八六〇円	九、八四〇円	
八、一七〇円	九、五三〇円	一五、九二〇円	
一三、八二〇円	一六、一三〇円	二六、九二〇円	
一一、一〇〇円	一一、八八〇円	二二、六八〇円	
一一、三二〇円	一三、二〇〇円	二二、一〇〇円	
一八、六四〇円	二一、六八〇円	三六、三五〇円	
二四、九三〇円	二九、〇一〇円	四八、六〇〇円	
三三、一〇〇円	三八、五五〇円	六四、五三〇円	
一、四八〇円	一、四八〇円	二、四五〇円	

別表第七中

八、四三〇円	九、八七〇円	二七、二五〇円
—	—	二七、二五〇円
二、六二〇円	三、〇六〇円	三、八二〇円
六、三七〇円	七、五〇〇円	九、三六〇円

を

別表第八中

八、五九〇円	一〇、〇五〇円	二七、七六〇円
—	—	二七、七六〇円
二、六六〇円	三、一一〇円	三、八九〇円
六、四九〇円	七、六四〇円	九、五三〇円

に改める。

一三、五六〇円	一五、八二〇円	二六、四四〇円	一九、七七〇円
---------	---------	---------	---------

を

一三、八一〇円	一六、一一〇円	二六、九二〇円	二〇、一三〇円
---------	---------	---------	---------

に改める。

(石川県水道用水供給条例の一部改正)

第三十六条 石川県水道用水供給条例(昭和五十五年石川県条例第二十八号)の一部を次のように

改正する。

第五条第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

(石川県警察関係手数料条例の一部改正)

第三十七条 石川県警察関係手数料条例(平成十二年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表八の項1中「の交付」の下に「又は同項ただし書に規定する当該書面に相当する通知の申請に対する審査」を加え、「自動車保管場所証明書交付手数料」を「自動車保管場所証明申請手数料」に改め、同表十二の項イ中「四百三十円」を「四百四十円」に改め、同項ロ中「二百十円」を「二百二十円」に改め、同項ハ及びニ中「四百三十円」を「四百四十円」に改める。

(石川県安全運転研修所条例の一部改正)

第三十八条 石川県安全運転研修所条例(平成二年石川県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一号1の表大型自動車(バス)、中型自動車(バス)、大型特殊自動車及びけん引自動車の項中「二、九八〇円」を「三、〇三〇円」に、「四、四二〇円」を「四、四九〇円」に改め、同表大型自動車(貨物)及び中型自動車(貨物)の項中「二、九八〇円」を「三、〇三〇円」に、「四、三一〇円」を「四、三九〇円」に改め、同表普通自動車の項中「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「三、四九〇円」を「三、五五〇円」に改め、同表大型自動二輪車及び普通自動二輪車の項中「二、〇五〇円」を「二、〇九〇円」に、「二、九七〇円」を「三、〇三〇円」に改め、同表原動機付自転車の項中「一、九五〇円」を「一、九九〇円」に、「二、五六〇円」を「二、六一〇円」に改める。

別表第一号2の表大型自動車(バス)、中型自動車(バス)、大型特殊自動車及びけん引自動車の項中「二、七七〇円」を「二、八二〇円」に、「四、一〇〇円」を「四、一八〇円」に改め、同表大型自動車(貨物)及び中型自動車(貨物)の項中「二、七七〇円」を「二、八二〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、〇七〇円」に改め、同表普通自動車の項中「二、四六〇円」を「二、五一〇円」に、「三、二八〇円」を「三、三四〇円」に改め、同表大型自動二輪車及び普通自動二輪車の項中「二、八五〇円」を「二、八八〇円」に、「二、六七〇円」を「二、七一〇円」に改め、同表原動機付自転車の項中「二、八五〇円」を「二、八八〇円」に、「二、三六〇円」を「二、四〇〇円」に改める。

別表第二号の表大型自動車(バス)、中型自動車(バス)、大型特殊自動車及びけん引自動車の項中「三、八〇〇円」を「三、八七〇円」に、「五、九六〇円」を「六、〇七〇円」に改め、同表大型自動車(貨物)及び中型自動車(貨物)の項中「三、八〇〇円」を「三、八七〇円」に、「五、七五〇円」を「五、八六〇円」に改め、同表普通自動車の項中「三、四九〇円」を「三、五六〇円」に、「四、七二〇円」を「四、八一〇円」に改め、同表大型自動二輪車及び普通自動二輪車の項中「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「三、五九〇円」を「三、六六〇円」に

改める。

別表第三号の表中「一、一六〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に改める。

(石川県立生涯学習センター使用料条例の一部改正)

第三十九条 石川県立生涯学習センター使用料条例(昭和四十一年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表使用料の欄を次のように改める。

使 用 料			
午 前	午 後	夜 間	全 日
一、九一〇円	一、九一〇円	二、二九〇円	六、一一〇円
一、八二〇円	一、八二〇円	二、一七〇円	五、八一〇円
一、三五〇円	一、三五〇円	一、六一〇円	四、三一〇円
二、一二〇円	二、一二〇円	二、五四〇円	六、七八〇円
一、五五〇円	一、五五〇円	一、八五〇円	四、九五〇円

(石川県立白山青年の家使用料条例の一部改正)

第四十条 石川県立白山青年の家使用料条例(昭和四十四年石川県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表宿泊料の項中「三四〇円」を「三五〇円」に、「七八〇円」を「七九〇円」に改め、同表食事料の項中「三六〇円」を「三七〇円」に、「四八〇円」を「五〇〇円」に、「六五〇円」を「六七〇円」に改める。

(石川県立少年自然の家使用料条例の一部改正)

第四十一条 石川県立少年自然の家使用料条例(昭和四十八年石川県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表食事料の項中「三六〇円」を「三七〇円」に、「四八〇円」を「五〇〇円」に、「六五〇円」を「六七〇円」に改め、同表寝具料の項及びスキー用具料の項中「二〇〇円」を「二二〇円」に改め、同表大型カヌー料の項中「六三〇円」を「六四〇円」に改め、同表小型カヌー料及びボート料の項中「二〇〇円」を「二二〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第二条中石川県立能楽堂条例別表の改正規定(別表第六号の表特設舞台の項を削る改正規定に限る。)は、平成三十一年四月一日から施行する。

(石川県産業展示館条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第二十一条の規定による改正後の石川県産業展示館条例別表の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(石川県立九谷焼技術者自立支援工房条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二十四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の石川県立九谷焼技術者自立支援工房条例の規定に基づき個室工房の使用の承認を受けて使用を開始している者から徴収する個室工房の使用料で、当該使用を開始した日の属する月から十二月までの期間に係るものについては、なお従前の例による。

(石川県国際交流センター条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第二十八条の規定による改正後の石川県国際交流センター条例別表の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用の承認の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用の承認の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(石川県農業用物料依頼分析条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第二十九条の規定による改正後の石川県農業用物料依頼分析条例第二条第一項の規定は、第二十九条の規定の施行の日以後の依頼に係る分析の手数料について適用し、同日前の依頼に係る分析の手数料については、なお従前の例による。

(石川県漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第三十一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の石川県漁港管理条例の規定に基づき届出をし、若しくは許可を受けて甲種漁港施設を利用し、若しくは占有している者又は漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三十九条第一項の規定により土砂の採取若しくは占有の許可を受けて土砂を採取し、若しくは漁港区域内の水域若しくは公共空地を占有している者から徴収する当該届出又は許可の期間に係る使用料、占有料及び土砂採取料については、なお従前の例による。

(石川県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第三十二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の石川県国土交通省所管公共用財産管理条例の規定に基づき公共用財産の使用又は収益の許可を受けて公共用財産を使用し、又は収益している者から徴収する当該許可の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

(石川県海岸占有料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

8 第三十二条の規定の施行の際現に海岸法(昭和三十二年法律第百一号)第七条第一項若しくは第三十七条の四の許可を受けて海岸保全区域若しくは一般公共海岸区域を占有している者又は同法第八条第一項若しくは第三十七条の五の許可を受けて土石(砂を含む。)を採取している者から徴収する当該許可の期間に係る占有料又は土石採取料については、なお従前の例による。

(石川県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

9 第三十二条の規定の施行の際現に港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項の許可を受けて同項第一号の占用をし、又は同項第二号の土砂の採取をしている者から徴収する当該許可の期間に係る占用料又は土砂採取料については、なお従前の例による。

(石川県港湾施設管理条例の一部改正に伴う経過措置)

10 第三十三条(石川県港湾施設管理条例別表第一の改正規定に限る。以下同じ。)の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の石川県港湾施設管理条例の規定に基づき港湾施設の使用の許可を受けている者から徴収する当該許可の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

(石川県水道用水供給条例の一部改正に伴う経過措置)

11 第三十六条の規定による改正後の石川県水道用水供給条例第五条第二項の規定にかかわらず、第三十六条の規定の施行の日前から継続して供給している水道用水で同日から平成三十一年十月三十一日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、なお従前の例による。

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例(平成二十六年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則の表小松市の項中「二百五十人」を「二百五十二人」に改め、同表輪島市の項中「百三十四人」を「百三十五人」に改め、同表加賀市の項中「百九十八人」を「百九十九人」に改め、同表かほく市の項中「八十七人」を「八十八人」に改め、同表能美市の項中「九十一人」を「九十三人」に改め、同表野々市市の項中「九十八人」を「九十九人」に改め、同表志賀町の項中「八十五人」を「八十八人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十二月一日から施行する。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第五号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項を次のように改める。

3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、当該業務を適正に行う能力のある者として規則で定める基準に適合するものに委託しなければならない。

- 一 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十二年法律第七十六号）第二条に規定する検体検査の業務
- 二 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- 三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
- 四 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第六号

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石川県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年石川県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一予防接種料の項中「一・〇八」を「一・一」に改め、同表消毒料の項中「一六〇円」を「一六四円」に、「七五円」を「七六円」に改め、同表洗濯料の項中「一四四円」を「一四六円」に、「七二円」を「七三円」に、「六六円」を「六八円」に改め、同表特別施設利用料の項中「二一、六〇〇円」を「二一、〇〇〇円」に、「二一、九六〇円」を「二三、二〇〇円」に、「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に改め、同表寝具等使用料の項中「三二〇円」を「三三〇円」に改め、同表非

紹介患者等加算料の項中「五、〇〇〇円」を「五、〇九〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇五〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五四〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五二〇円」に改め、同表特別長期入院料（厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。）の項中「一・〇八」を「一・一」に改め、同表に次のように加える。

<p>駐車場利用料</p>	<p>石川県立中央病院の駐車場を利用した場合</p>	<p>入場一回につき 入場した時から三十分を超える時間三十分までごとに 一〇〇円</p>
---------------	----------------------------	--------------------------------------------------

別表第一備考に次のように加える。

三 駐車場利用料の徴収については、石川県立中央病院（駐車場を除く。）を利用した場合を除く。

別表第二診断書の項中「四、二九〇円」を「四、三七〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八六〇円」に、「三、六五〇円」を「三、七二〇円」に改め、同表証明書の項中「一、八三〇円」を「一、八六〇円」に改め、同表死体検案書の項中「七、三三〇円」を「七、四五〇円」に改め、同表診察券（プラスチックカードの再発行の場合に限る。）の項中「二〇〇円」を「二二〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、別表第一に駐車場利用料の項を加える改正規定及び同表備考に次のように加える改正規定並びに次項の規定（駐車場利用料に係る部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の規定は、この条例の施行の日（駐車場利用料にあつては、前項ただし書の規則で定める日）以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第七号

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例

いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の次に次の一条を加える。

（青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第五十一条の二 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノ

に係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。)の提供を行うよう求めること。

- 二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させる等の不当な手段により、又は青少年に対し対償の供与をし、若しくはその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うよう求めること。

第五十三条を次のように改める。

(入れ墨等の禁止)

第五十三条 何人も、青少年に対して入れ墨等(入れ墨又はこれに類するものをいう。以下この条及び次条において同じ。)を施し、若しくは青少年に入れ墨等を受けさせ、又はこれらの行為を行うよう人を勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強要してはならない。

- 2 何人も、青少年に対して入れ墨等を施し、又は青少年に入れ墨等を受けさせることの対償として金品その他の財産上の利益又は便宜を供与してはならない。

第五十四条第五号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条に次の二号を加える。

八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十五項に規定する指定薬物の不法な使用

九 石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年石川県条例第三十八号)第二条第三項に規定する知事指定薬物の不法な使用

第五十四条の次に次の一条を加える。

(非行助長行為の禁止)

第五十四条の二 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、又は強要してはならない。

一 前条各号(第二号を除く。)に掲げる行為

二 家出

三 違法運転(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車を運転して同法の規定に違反する行為をいう。)

- 2 何人も、青少年に対し、前項各号に掲げる行為を行わせる目的をもって、金品その他の財産上の利益又は便宜を供与してはならない。

第九十二条中「又は第五十四条」を、「第五十四条又は第五十四条の二第一項若しくは第二項」に改める。

第九十五条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第五十一条の二の規定に違反した者

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年五月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第八号

石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例

石川県保育環境整備基金条例(平成二十一年石川県条例第三号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第九号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項及び第三十五条第四項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第五十四条第二項第五号中「学校教育法の規定に基づき、」を「教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第五十八条第五項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第六十条第一項第四号中「の学部で」を「(短期大学を除く。次号において同じ。)において」に改め、同項第五号中「の学部で」を「において」に改め、同項第九号中「学校教育法の規定に基づき」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第六十八条第十項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)において」に改める。

第九十二条第三項及び第百条第五項中「の学部で、心理学を」を「(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を」に、「の学部で、心理学に」を「において、心理学に」に

改める。

第百二条第一項第四号中「学校教育法に基づき大学の学部で」を「学校教育法に基づき大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)において」に、「同法に基づき大学の学部で」を「同法に基づき大学において」に改め、同項第八号中「学校教育法の規定に基づき、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

石川ウッドセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十号

石川ウッドセンター条例の一部を改正する条例

第一条 石川ウッドセンター条例(平成三年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表木材乾燥機の項中「八三〇円」を「四、二五〇円」に改める。

第二条 石川ウッドセンター条例の一部を次のように改正する。

別表木材用強度試験機の項中「九八〇円」を「一、〇〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、七二〇円」に改め、同表木材乾燥機の項中「四、二五〇円」を「四、三二〇円」に改め、同表木材加工機械及び測定機器の項中「五、五三〇円」を「五、六三〇円」に改め、同表研修室の項中「三、一三〇円」を「三、二〇〇円」に、「四、一八〇円」を「四、二七〇円」に、「七、三二〇円」を「七、四七〇円」に改め、同表冷暖房装置の項中「九三〇円」を「九六〇円」に、「一、二五〇円」を「一、二八〇円」に、「二、一八〇円」を「二、二四〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十一号

森林環境譲与税基金条例

(設置)

第一条 森林整備を実施する市町の支援等に関する経費の財源に充てるため、森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(第四条及び第五条において「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の経費の財源に充てるものとする。ただし、この基金に編入することを妨げない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

石川県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十二号

石川県建築基準条例の一部を改正する条例

石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「第四十二条第二項」を「第四十二条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十三号

石川県証紙条例の一部を改正する条例

石川県証紙条例（昭和三十九年石川県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「千分の九百七十四・〇八」を「千分の九百七十三・六」に、「千分の九百七十八・四」を「千分の九百七十八」に改め、同条第三項ただし書中「千分の九百七十八・四」を「千分の九百七十八」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十四号

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例

石川県警察の警察署設置条例（昭和三十九年石川県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表付表三中「金石本町」の下に「、金石通町、金石下本町、金石味噌屋町」を、「直江北二丁目」の下に「、直江東二丁目、直江東三丁目、直江西二丁目、直江南二丁目、直江南三丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 条 例 第 十 五 号

公立 学 校 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

公立 学 校 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 する 条 例 (昭 和 三 十 一 年 石 川 県 条 例 第 二 十 九 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 十 条 の 四 第 二 項 第 四 号 中 「 三 千 六 百 円 」 を 「 二 千 七 百 円 」 に 改 め る。

附 則

こ の 条 例 は、規 則 で 定 め る 日 か ら 施 行 す る。

石 川 県 教 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 三 十 一 年 三 月 二 十 日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 条 例 第 十 六 号

石 川 県 教 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

石 川 県 教 職 員 定 数 条 例 (昭 和 四 十 四 年 石 川 県 条 例 第 十 三 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 二 条 第 一 項 第 一 号 中 「 二 千 七 百 八 十 八 人 」 を 「 二 千 七 百 八 十 四 人 」 に 改 め、同 条 第 二 項 第 一 号 中 「 六 千 百 四 十 六 人 」 を 「 六 千 百 十 五 人 」 に 改 め、同 項 第 二 号 中 「 二 百 七 十 五 人 」 を 「 二 百 七 十 一 人 」 に 改 め る。

附 則

こ の 条 例 は、平 成 三 十 一 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。